

## 新潟県条例第33号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県監査委員条例の一部改正)

第1条 新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(職員の賠償責任に対する監査又は審査)	(職員の賠償責任に対する監査又は審査)
<b>第5条 法第243条の2の9第3項</b> の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。	<b>第5条 法第243条の2の8第3項</b> の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。
2 法第243条の2の9第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。	2 法第243条の2の8第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。

(新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第64号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
<b>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項</b> の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	<b>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項</b> の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
<b>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項</b> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。	<b>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項</b> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

(新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例（昭和45年新潟県条例第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
<b>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項</b> の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	<b>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項</b> の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第5条** 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

(新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第6条** 新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年新潟県条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部改正)

**第7条** 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（令和2年新潟県条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の8第1項</u> 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。） <u>第173条の5第1項</u> の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法 <u>第243条の2の9第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。  (知事等の損害賠償責任の限度額) <b>第2条</b> 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) 知事 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令 <u>第173条の5第1項第1号</u> に規定する普通地	(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第243条の2の7第1項</u> 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。） <u>第173条の4第1項</u> の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法 <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。  (知事等の損害賠償責任の限度額) <b>第2条</b> 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。 (1) 知事 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令 <u>第173条の4第1項第1号</u> に規定する普通地

<p>方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額 (政令<u>第173条の5第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。)に2を乗じて得た額</p> <p>(6) (略)</p>	<p>方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額 (政令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。)に2を乗じて得た額</p> <p>(6) (略)</p>
---	---

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。